

第5回 熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会 議事資料

令和4年（2022年）5月31日
熊本市政策局危機管理防災総室

【 目次 】

議題 1 条例素案について

・前文		(P 3 ~ P 6)
・第1条	目的	(P 7 ~ P1 0)
・第2条	定義	(P1 1 ~ P1 4)
・第3条	基本理念	(P1 5 ~ P1 8)
・第4条	市民の役割	(P1 9 ~ P2 2)
・第5条	事業者の役割	(P2 3 ~ P2 6)
・第6条	地域の防災組織の役割	(P2 7 ~ P3 0)
・第7条	市の役割	(P3 1 ~ P3 4)
・第8条	避難所の運営等	(P3 5 ~ P3 8)
・第9条	帰宅困難者への対策	(P3 9 ~ P4 0)
・第10条	避難行動要支援者への支援役割	(P4 1 ~ P4 4)
・第11条	正確な情報の発信等	(P4 5 ~ P4 8)
・第12条	多様性の尊重	(P4 9 ~ P5 2)
・第13条	復旧及び復興	(P5 3 ~ P5 6)
・第14条	災害の教訓等の活用等	(P5 7 ~ P6 0)
・第15条	防災教育.....	(P6 1 ~ P6 4)
・第16条	熊本地震の日	(P6 5 ~ P6 8)

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- くまもとらしさは、熊本地震の経験だけではなく、九州北部豪雨など過去の災害の教訓をどう盛り込んでいくか考える必要がある。

【第2回】

- 熊本市は、熊本地震だけではなく、大規模な水害をこれまで経験してきた。地震以外の災害についても、もう少し伝わるような表現を検討いただきたい。
- 復旧・復興にあった事前復興が無くなっているが、事前復興を理念の中に盛り込めないか。前文で事前復興について記載すると馴染むのではないか。

【第3回】

- 熊本市がつくる条例であるため、熊本地震の教訓を踏まえたということがわかるよう、条文の中に熊本地震という表現が入っていたほうが良いのではないか。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 本条例を策定するにあたり、想定する災害規模や被害状況について、過去の災害や現在の状況から最悪の事態を想定し、条文に落とし込めるよう精査すること（庁内）

3 第3回検討委員会時の条文案

本市は、地理的及び自然的な特性から、これまで多くの水害、台風及び地震等の自然災害に見舞われ、その度に復旧・復興に力を尽くしてきた。

これまでの災害からの復旧・復興の経験を通じて、様々な教訓を得たが、時間の経過とともに災害の記憶や教訓は風化していくものである。

そこで、市、市民及び事業者並びに地域の防災組織が災害の記録、記憶及び教訓を次世代へ語り継ぐ等、風化を防ぐことが必要である。

近年、激甚化、頻発化する自然災害から市民の生命、身体、財産及び尊厳を保護し、生活や経済を守ることは、市が果たすべき役割の一つだが、市民自らが自らの生命及び生活を守ることも必要である。

私たちは、これまでの災害の経験を生かして、平時から災害発生後を見据えたまちづくりに取り組み、防災に努めていくとともに、地域の中で支え合うつながりが防災に重要との考え方のもと、互いに連携しながら、災害に強いまちづくりを推進する決意をもって、この条例を制定する。

4 条文修正案

本市は、これまで、水害、台風及び地震などの自然の脅威によって、市民生活や都市基盤、貴重な過去からの遺産が甚大な被害を受けてきた。特に、平成 28 年の熊本地震では、我が国観測史上初となる 2 度にわたる大規模な地震により、多くのかけがえのない生命が失われ、甚大な被害をもたらした。

その中で、私たちは互いに支え合いながら、復旧・復興に力を尽くすとともに、災害が残した爪痕と先人たちの記録から学び、備え、教訓に習い、これを後世に伝えていくことの大切さを痛感した。

私たちは、これまでの災害の経験を生かして、あらゆる災害から市民の生命、身体、及び財産、そして暮らしを守るため、協働の精神で、日頃から防災活動に取り組み、それを次の世代に伝えていくことで、誰もが安心して暮らすことができる、真に災害に強いまちの実現をめざし、この条例を制定する。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○前文全体を熊本地震を踏まえた内容で修正。

熊本地震で得た教訓を後世に伝えていくことの重要性、誰もが安心して暮らすことができる、真に災害に強いまちの実現を目標として記載。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 教育、福祉、地域など、あらゆる分野で防災対策が一般的になるような、また、市民がその意識を常に持ち続けることができるような条例になるとよい。
- くまもとらしさは、熊本地震の経験だけではなく、九州北部豪雨など過去の災害の教訓をどう盛り込んでいくか考える必要がある。

【第2回】

- 熊本市は、熊本地震だけではなく、大規模な水害をこれまで経験してきた。地震以外の災害についても、もう少し伝わるような表現を検討いただきたい。

【第3回】

- 熊本市がつくる条例であるため、熊本地震の教訓を踏まえたということがわかるよう、条文の中に熊本地震という表現が入っていたほうが良いのではないか。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 本条例を策定するにあたり、想定する災害規模や被害状況について、過去の災害や現在の状況から最悪の事態を想定し、条文に落とし込めるよう精査すること（庁内）

3 第3回検討委員会時の条文案

(目的)

第1条 この条例は、災害から市民等の生命、身体、財産及び尊厳を守るために、防災の推進及び復興に関する基本的な考え方を示し、市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割を明らかにし、並びに防災に関する意識の醸成を図ることにより、地域防災力の最大化を図ることを目的とする。

4 条文修正案

(目的)

第1条 この条例は、災害から市民等の生命、身体、財産を守るために、防災に関する基本的な考え方を示し、市、市民、事業者及び地域の防災組織等の役割を明らかにするとともに、防災に関する意識の醸成を図ることで、地域防災力の最大化を図り、もって現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる、真に災害に強いまちの実現を目的とする。

4 条文修正案（検討事項）

（目的）

- ◆案1 第1条 この条例は、災害から市民等の生命、身体、**尊厳**及び財産を守るために、
- ◆案2 第1条 この条例は、災害から市民等の生命、身体、財産及び**暮らし**を守るために、
- ◆案3 第1条 この条例は、**個人の尊厳を最大限尊重し**、災害から市民等の生命、身体及び財産を守るために、
- ◆案4 この条例は、災害から市民等の生命、身体及び財産を守るとともに、**日常生活への早期の復旧を図るため**、

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

- 第4回検討委員会での意見を踏まえ、「災害から市民等の生命、身体及び財産を守るため、」の条文のうち、尊厳、暮らし等を入れることについて検討する。
- 尊厳、暮らしを守るとした場合の具体的なイメージが必要。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第4回】

- 第10条（避難行動要支援者への支援）第4項の地域団体等に関しては、どこまでの範囲か定義づけをしてもらいたい。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

3 第3回検討委員会時の条文案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震その他の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 地域防災力 住民一人一人が自ら行う防災活動、地域の防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。
- (4) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
- (5) 事業者 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人をいう。
- (6) 地域の防災組織 校区防災連絡会（熊本市地域防災計画に定める校区又は地区の防災組織をいう。）及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。）をいう。
- (7) 帰宅困難者 災害に伴う交通の途絶等により、帰宅が困難となった者をいう。
- (8) 避難行動要支援者 本市に居住する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。なお、避難行動要支援者の具体的な要件については、熊本市地域防災計画で定めるものとする。

4 条文修正案

- (6) 地域の防災組織 校区防災連絡会（熊本市地域防災計画に定める校区又は地区の防災組織をいう。）及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。）をいう。
- (7) 地域団体等 町内自治会、校区自治協議会、及び校区自治協議会の構成団体をいう。
- (8) 避難所 避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設をいう。
- (9) 帰宅困難者 災害に伴う交通の途絶等により、帰宅が困難となった者をいう。
- (10) 避難行動要支援者 本市に居住する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。なお、避難行動要支援者の具体的な要件については、熊本市地域防災計画で定めるものとする。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

- 検討委員会、庁内での意見を踏まえ、地域団体等について定義を規定。
- 庁内での意見を踏まえ、避難所について定義を規定。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 教育、福祉、地域など、あらゆる分野で防災対策が一般的になるような、また、市民がその意識を常に持ち続けることができるような条例になるとよい。
- くまもとらしさは、熊本地震の経験だけではなく、九州北部豪雨など過去の災害の教訓をどう盛り込んでいくか考える必要がある。

【第2回】

- 熊本市は、熊本地震だけではなく、大規模な水害をこれまで経験してきた。地震以外の災害についても、もう少し伝わるような表現を検討いただきたい。

【第3回】

- 熊本市がつくる条例であるため、熊本地震の教訓を踏まえたということがわかるよう、条文の中に熊本地震という表現が入っていたほうが良いのではないか。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 本条例を策定するにあたり、想定する災害規模や被害状況について、過去の災害や現在の状況から最悪の事態を想定し、条文に落とし込めるよう精査すること（庁内）

3 第3回検討委員会時の条文案

(基本理念)

第3条 本市の防災は、様々な分野の平時におけるまちづくりの取組が防災につながるという認識の下、市、市民、事業者及び地域の防災組織の各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集することにより行われなければならない。

2 前項の防災の推進に当たっては、これまでの災害の記録、記憶及び教訓（以下「災害の教訓等」という。）を活用するとともに、これを次の世代に伝承していかなければならない。

4 条文修正案

(基本理念)

第3条 本市の防災は、様々な分野の平時におけるまちづくりの取組が防災につながるという認識の下、市、市民、事業者及び地域の防災組織の各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集することにより行われなければならない。

2 **市、市民、事業者及び地域の防災組織は、**これまでの災害の記録、記憶及び教訓（以下「災害の教訓等」という。）を**日常生活に生かし、非常時に備えるとともに、これを次の世代に継承していかなければならない。**

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○第2項

「前項の防災の推進に当たっては、」⇒ 前項の規定がなくとも、教訓等を日常生活に生かし、非常時に備えるとともに、これを次の世代に継承していくべきものであるため、全体的に文言の整理を行った。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 市民の役割について、何を求めていくかは非常に重要。
- 市外の事業所に勤めている市民がいること、市内の事業所に市外の住民が勤めていること等も考慮した条例として欲しい。
- 日常生活の中で食料備蓄や避難所の確認などの備えを誰もがあたりまえに行う仕組みづくりが大切。

【第2回】

- ワークショップの中では、自分で助けてと言えるような受援力を高めるというような意見や、つながる・連携といキーワードがあった。受援力の考え方を市民の役割として入れてほしい。

【第3回】

- あまりにも漠然とした表現だと、市民の受け取りとして当事者意識を失い自分事として考えないのではないかという懸案がある。本市は熊本地震を受けたということもあるため、市民の役割や事業者の役割など、もう少し踏み込んだ表現として、例えば市民に対して備蓄品は○日分を蓄えてくださいなど、ある程度のことを具体的に要求しても良いのではないか。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- マイタイムラインの作成等、市民の防災意識の向上に向けた取組が必要（防災関係機関）

3 第4回検討委員会時の条文案

（市民の役割）

第4条 市民は、次に掲げる取組を行うことにより、自ら及びその家族の安全を確保するよう努めるものとする。

- (1) 自宅における防災に資する環境の整備を行うとともに、災害発生時における自立した生活を確保するための必要な物資等の備蓄に努めること。
- (2) 平時から自主的に防災に関する知識を習得するとともに、地域における防災の取組に積極的に参加すること。
- (3) 災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の自ら及びその家族の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに地域の危険性をハザードマップ等で確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること。
- (4) 災害発生時においてボランティアにより提供される多様な支援の受け入れについて理解を深めること。
- (5) 災害発生時においては、近隣の者の間における助け合いに努めること。

4 条文修正案

(市民の役割)

- (1) 自宅における防災に資する環境の整備を行うとともに、常に災害発生時における自立した生活を確保するための必要な物資等の備蓄に努めること。
- (2) 平時から自主的に防災に関する知識を習得するとともに、地域における防災の取組に積極的に参加すること。
- (3) 災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の自ら及びその家族の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに地域の危険性をハザードマップ等で確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること。
- (4) 災害発生時にボランティア活動を含め多様な支援があることを理解し、受入れることで、早期の復旧に努めること。においてボランティアにより提供される多様な支援の受け入れについて理解を深めること。
- (5) 災害発生時には、近隣の者の間における助け合いに努めること。

＜修正に当たっての考え方や修正のポイント＞

○庁内での意見：「備蓄し、定期的に点検を行い、必要に応じて消費と購入を繰り返すことで備蓄品の鮮度の確保に努めること」など、点検の内容（ローリングストックの考え）を規定してはどうかという意見を踏まえ、修正。詳細は逐条解説等で規定。

○庁内意見：ボランティアへの理解に関して、その目的等を明確にする必要があるとの意見を踏まえ、条文を修正。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 事業者等による自助も重要である。
- 市外の事業所に勤めている市民がいること、市内の事業所に市外の住民が勤めていること等も考慮した条例として欲しい。
- 事業者のBCPについて、地震直後は関心が高かったと思うが、時間の経過や新型コロナなどによってどちらかといえば意識が薄れてきているように感じる。

【第3回】

- あまりにも漠然とした表現だと、市民の受け取りとして当事者意識を失い自分事として考えないのではないかという懸案がある。本市は熊本地震を受けたということもあるため、市民の役割や事業者の役割など、もう少し踏み込んだ表現として、例えば市民に対して備蓄品は〇日分を蓄えてくださいなど、ある程度のことを具体的に要求しても良いのではないか。
- 「連携」が今後のキーワードになるのではないか。事業者で得意な分野は積極的に任せていくなどの対応を行わないと、全て行政がカバーするというのは無理がある。地域や市との連携を事業者側にも求めるというのは必要。
- 各事業者が防火管理者などを決めているように、防災担当者のようなものを設置し、その防災担当者が事業所内や家庭、地域等でも防災の知識等について伝えることで、地域全体として防災力が向上するのではないか。
- 事業者に対しては、条例の中でももう少し具体的な役割について要求してもよいのではないか。事業者には地域貢献として防災に協力したいという企業も多いと思う。事業者ごとに事業規模も違うといった部分もあるが、求めていることをもう少し書き込んでも良いと思う。

【第4回】

- 地域の防災組織との連携及び協力のところに、災害発生時だけでなく、平時からという文言を入れたほうがよい。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 事業者が自ら行う備蓄も推奨していくべき（庁内）
- 熊本地震当時は、事業者が事業活動を再開したことに対して一定程度の批判を受けたが、市民の方の日常を取り戻すためにも、事業活動を一日も早く再開することが事業者の役割であると考えている（防災関係機関）
- 事業所にも声掛けして、子どもたちの登校の見守りをきっかけに事業者と地域のつながりができたので、それを地域の防災にもつなげていけたらと思う（ドンドン語ろう 中央区）
- 熊本地震の際、バス会社が車庫を避難所とし、高速バスを開放してくれた。他のバス会社とはこのような協定があるのか。同様に企業と市の連携はあるのか（ドンドン語ろう 南区）
- 地域と事業者で協定を結んでいる（ドンドン語ろう 南区）

3 第4回検討委員会時の条文案

(事業者の役割)

第5条 事業者は、次に掲げる事項について取り組むよう努めるものとする。

災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の従業員等の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること。

- (2) 災害発生時においては、その能力を活用して、積極的に市民の安全に貢献すること。
- (3) 地域を災害から守るため、地域の防災組織との連携及び協力をする事。
- (4) 市が行う災害対策に積極的に協力すること。
- (5) その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供すること。
- (6) 事業所の施設及び設備の災害に対する安全性を確保すること。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、次に掲げる事項について取り組むよう努めるものとする。

災害発生時における避難行動、安否確認方法その他の従業員等の安全を確保するための行動及び手段について、災害の種類ごとに確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えること。

- (2) 災害発生時には、その能力を活用して、積極的に市民の安全に貢献すること。
- (3) 地域を災害から守るため、**平時から**地域の防災組織との連携及び協力をする事。
- (4) 市が行う災害対策に積極的に協力すること。
- (5) その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供すること。
- (6) 事業所の施設及び設備の災害に対する安全性を確保すること。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○「平時から」を追記。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 自主防災組織と自治会は表裏一体。普段から付き合いがあるから災害時に動ける。
- ボランティアの位置付けや役割など、具体的な記述をお願いしたい。
- 若者の力を生かしていくといった観点が重要。

【第2回】

- 本市には、行政と地域が連携した身近な団体である校区防災連絡会があるので、この言葉を使ってほしい。
- 地域住民が聞いた時に理解しやすいように、括弧書き等でもよいので記載するよう考えてほしい。条例に具体的に記載されることで、実際に活動している人たちもより動きやすくなり、やる気にもつながる。

【第4回】

- 「ハザードマップ」に関しては、色々な条文に記載があるが、全体で文言の整理を行うことが必要。
- 第2号の「～環境の整備を推進すること」については、顔の見える関係性など文言を工夫したほうが良い。
- 第3号では「～応急対応を行う。」となっているが、熊本地震を踏まえると、その後の対応も必要。
- 自治会加入の理解を得るのが難しい状況。日ごろからの地域活動など、人と人とのつながりづくりが課題。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 熊本地震の際には、共助ができていた（市民ワークショップ）
- 近隣の校区同士の連携も必要（市民ワークショップ）
- 災害時に機能する防災体制の構築が必要（市民ワークショップ）
- 民生委員・児童委員、自主防災クラブの連携が必要（市民ワークショップ）
- 消防団、自治会、子ども会、PTAの連携が必要（市民ワークショップ）
- 地域で災害時に取り組むべき事項をリスト化し、災害に備えている（ドンドン語ろう 東区）
- 向こう三軒両隣、共助が大事。自主防災クラブに力をいれてほしい（ドンドン語ろう 中央区）
- 共助を生かすために日頃からの訓練が必要（ドンドン語ろう 中央区）
- 避難所運営委員会も発足したが、これを今後どう動かしていくかというところであり、まだ盛り上がりには欠けている（ドンドン語ろう 中央区）
- 熊本地震時に安否確認で苦労した。コロナで各訓練もできていないので、訓練を実施して、防災クラブが機能するか確認する必要がある（ドンドン語ろう 南区）
- 防災士が区にどのくらいいるかわからない。防災士同士の連携が必要である（ドンドン語ろう 北区）
- 自主防災クラブの連絡協議会を設置してはどうかと検討している（ドンドン語ろう 西区）

3 第4回検討委員会時の条文案

(地域の防災組織の役割)

第6条 地域の防災組織は、次に掲げる事項について取り組むよう努めるものとする。

ハザードマップその他の手段によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握するとともに、これに基づき資機材の準備及び訓練を実施すること。

(2) 地域の特性に応じて、地域住民が防災活動に参加しやすい環境の整備を推進すること。

(3) 災害発生時は、市その他の関係機関と連携し、情報の収集伝達、初期消火、救出・救助、応急手当、避難誘導等の地域における応急対策を行うこと。

4 条文修正案

(地域の防災組織の役割)

第6条 地域の防災組織は、次に掲げる事項について取り組むよう努めるものとする。

ハザードマップ等その他の手段によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握するとともに、これに基づき資機材の準備及び訓練を実施すること。

(2) 地域の特性に応じて、顔の見える関係性を構築し、地域住民が防災活動に参加しやすい環境の整備を推進すること。

(3) ~~災害発生時は~~市その他関係機関と連携し、情報の収集伝達、初期消火、救出・救助、応急手当、避難誘導等の地域における応急対策を行うとともに、地域の被災者支援など復旧に向けた活動を推進すること。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○第1項 ハザードマップの表記を改めた。

○第2項 顔の見える関係性に関して記載を追記した。

○第3項 第4回検討会議での意見を踏まえ、応急対応に加えて、その後の地域での被災者支援等について規定した。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 防災は総合行政であり、担当部局だけではなく、全ての部局が総合的に動ける条例となるよう検討いただきたい。
- 広く市民の意見を聴くことはもとより、防災関係機関等の意見も聴取して欲しい

【第2回】

- 市の役割として、防災は総合行政と前回の委員会でも申し上げたが、防災は危機管理部署だけの役割とならないよう、総合行政として全庁で防災に取り組む、みたいな表現を入れ、部署間で横串が刺せるような形にしたらい。
- 市職員の防災活動への役割が無くなっているが、市の役割に記載できないか。市の職員は、地域の防災活動に積極的に参加することが望ましいなど、基本的な姿勢を書けないかと思う。検討いただきたい。
- 市職員が公助の役目を果たせるように、日頃から職員の自助の取組を促すというようなものが入ってほしい。市の職員が日頃から備えているからこそ、公助に専念できる。
- 熊本地震の際は、物資を送りたいと連絡があってもすぐに受け入れられない、受入側の体制の問題があった。日頃からの行政と企業との連絡体制の構築や訓練の実施など、連携が大事である。

【第4回】

- 「尊厳」の文言が削除されているが、単なる生存権だけでなく、「尊厳」や「暮らし」など、もう少し寄り添った表現を入れたほうが良いのではないかと。国のほうでも災対法を今後そのように変更していく動きもある。
- 他の地方公共団体との応援、協力に関することを盛り込んだのは、よいと思う。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 過去の災害や現在の状況から最悪の事態を想定し、条文に落とし込めるよう精査すべき（庁内）
- 公助として、しっかりと役割を果たしていくよう表現して欲しい（防災関係機関）
- 災害時に機能する防災体制の構築が必要（防災関係機関）
- 災害時に即応できるよう、関係機関の連携体制の整備等が必要（防災関係機関）
- 日頃から関係者同士の顔の見える関係性の構築が重要（防災関係機関）
- 災害時における地域医療の役割について明記すべき（議会）
- 熊本地震当時の避難所運営等をよく知っている校区防災連絡会と市が連携を深めていくことが重要（ドンドン語ろう 東区）
- まちなかの防災を住民対応だけで考えるのは難しい。まちなか最大の事業所である市役所などの事業所の関わりを条例にも盛り込んで欲しい（ドンドン語ろう 中央区）
- 避難所にスロープや多目的トイレが無いため整備して欲しい（ドンドン語ろう 南区ほか）
- 地震の際はトイレの水が流せない。大きな公園でトイレがあるところには、防災井戸を設置してはどうか（ドンドン語ろう 西区）
- 町内・自治会の中で、災害時ゴミも地域が協力できるよう考えたい（ドンドン語ろう 西区）

3 第4回検討委員会時の条文案

(市の役割)

第7条 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、防災に関する施策を策定し、総合的にこれを実施しなければならない。

2 市は、防災に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び地域の防災組織並びに国、他の地方公共団体及び関係機関との連携に努めるものとする。

3 市は、市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要な支援を行うものとする。

4 市は、他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体と、災害発生時における協力体制を構築しなければならない。

5 市は、他の地方公共団体及び関係機関からの応援及び必要物資の供給を受けるための体制を整備しなければならない。

6 市は、防災拠点施設の機能強化に取り組むとともに、災害に強い都市基盤の形成に努めるものとする。

7 市は、その企画する施策に防災への配慮を取り入れることにより、市民生活の安全及び安心を確保するよう努めなければならない。

8 市は、他の地方公共団体と災害発生時における応援及び協力を相互に行う体制を構築するよう努めるものとする。

9 市は、職員の災害に対応する能力を高めるために、職員に対し、体系的かつ計画的な教育を行うよう努めなければならない。

10 市は、複合災害（複数の災害が同時又は短期間に発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）その他防災に関する施策の実施が困難な状況を想定した体制の整備等に努めるものとする。

4 条文修正案

第7条 市は、市民の生命、身体、~~及び~~財産~~及び~~暮らしを守るため、防災に関する施策を策定し、総合的にこれを実施しなければならない。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○ 市の責務として、暮らしを記載した。尊厳、その他の文言についても検討する。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 行政と住民との協働について自治基本条例との整合を図りながら、連携・協力・協働を打ち出す必要がある。
- 自主防災組織と自治会は表裏一体。普段から付き合いがあるから災害時に動ける。
- 多様な方々が安心して利用できる避難所になればと思う。

【第2回】

- 本条文の対象としている避難所について、「市が自ら運営すべき避難所として市長が定めるものを除く」とあるが、この表現は必要か。地域が運営している小規模なところもある。地域の主体的な避難所運営が熊本地震の教訓であったはずでは。
- 熊本地震では避難所に雑魚寝だったが、最近の災害の映像等を見ると、避難所運営が進化している。今後、避難所の作り方も考えていただきたい。
- 避難所の閉鎖についても事前に検討が大事であり、そこも組み入れてほしい。開けることに必死で閉じ方について言及しているところは少ない。
- 避難所の運営に係る市の役割については、支援だけの記載となっているが、連携も大事である。

【第3回】

- 「早期の退所が果たされるよう」という表現は違和感がある。避難所から追い出すような受け取られ方を市民にされてしまう可能性があるため、個別の事情に寄り添うとか生活再建などといった表現とできないか。
- 最後の方まで寄り添う、支援をするというのが本来の考え方であるため、現在の条文案では市民の誤解を招くと思う。表現を工夫してほしい。
- 熊本市は避難所運営委員会に施設管理者の学校も位置付けているため、条文の中でも学校の位置づけを明確にする必要があるのではないか。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 熊本地震時の反省点として、授乳室や更衣室を設定できなかったため、翌年の11月にマニュアルを作成した。役割分担を明確にすることが重要（ドンドン語ろう 東区）
- 経験が少ない町内会長も多いことから、訓練等を機会とした人とのつながりや、各種団体との連携が重要（ドンドン語ろう 東区）
- 避難所運営マニュアルや編成表により、役割分担を明確にすることが重要である（ドンドン語ろう 東区）
- 早期避難を呼びかけているのはいいことだが、避難者は今後増えてくると思う。避難所のキャパシティも限界があるため、避難所のあり方を検討してほしい（ドンドン語ろう 中央区）
- 避難所のキャパシティはどのようにして計算し想定しているのか（ドンドン語ろう 中央区）
- 避難所運営委員等を定めても毎年委員が変わり、また担い手も不足している（ドンドン語ろう 南区）
- コロナ前に考えていた避難所の定員も、ソーシャルディスタンスで思うように入れられないのではないかと（ドンドン語ろう 南区）
- 区単位の訓練を行ってほしい（ドンドン語ろう 北区）
- 市の避難所担当職員が1～2年で入れ替わるため、少なくとも3年は固定してほしい（ドンドン語ろう 北区）
- 夜間発災を想定した防災訓練の実施も必要（ドンドン語ろう 北区）
- 訓練の成果を共有する場を設けてほしい。または、HPで動画等をアップして共有するなど（ドンドン語ろう 北区）
- 令和2年台風10号の際、避難所をたらいまわしにされた。避難所の対応に課題があった（ドンドン語ろう 西区）

3 第3回検討委員会時の条文案

(避難所の運営)

第8条 市民及び地域の防災組織は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、主体的に避難所の運営を行うものとする。

2 市は、市民及び地域の防災組織が適切に避難所を運営できるよう、運営に係る物資の準備、平時の訓練その他必要な支援を行うものとする。

3 市は、避難所を運営する市民及び地域の防災組織と協力し、避難所における被災者の早期の退所が果たされるよう、それぞれの被災者の状況に応じた必要な支援に取り組むものとする。

4 条文修正案

第8条 市民及び地域の防災組織は、**市及び施設管理者と連携し**、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、主体的に避難所の運営を行うものとする。

3 市は、避難所を運営する市民及び地域の防災組織と協力し、**避難所における被災者の早期の退所が果たされるよう**、それぞれの**避難者**の状況に応じた必要な支援に取り組むものとする。

4 市は、**事業者、地域の防災組織と協力し、車中泊避難者や在宅避難者等の把握に努め、適切な支援に取り組むものとする。**

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○第1項

庁内意見を踏まえ、避難所運営にあたって、市、施設管理者との連携について追記。

○第3項

避難所から早期退所できるように、市として仮設住宅の整備など対策を早急に進めるべきという視点はあるが、様々な避難者がいる中、条文で規定することは難しい。そのため、逐条解説等で、事例等も踏まえながら、市として、避難所運営の長期化につながらないよう、迅速かつ適切な対応をすることを記載する。

○第4項

新型コロナ禍における在宅避難者など、避難所に避難しないが支援を必要とする者への対応について規定

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 市外の事業所に勤めている市民がいること、市内の事業所に市外の住民が勤めていること等も考慮した条例として欲しい。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 帰宅困難の要因となる災害リスクを整理するとともに、市内外の方に広く周知すべき（防災関係機関）

3 第4回検討委員会時の条文案

(帰宅困難者への対策)

第9条 市民は、自ら及びその家族が帰宅困難者となった場合に備え、安否確認の手段の取り決めその他必要な準備を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合に備え、その滞在のために必要な物資等の備蓄その他必要な準備を行うよう努めるものとする。

3 市は、帰宅困難者への支援を迅速に行うための体制を整備するものとする。

4 条文修正案

特に修正等なし

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 個人情報の取扱いについて、災害時に限って適用できるような根拠付けを本条例で設けられるとよいが、慎重に対応する必要がある。
- 民生委員の立場としては、災害時は、まず障がい者、高齢者の方たちの安否確認等が最も大切であると認識している。

【第2回】

- 地域の住民が常に支えるような共助の精神が培われるような表現にしていきたい。防災と福祉の連携が進むような表現を入れていただきたい。
- 個人情報の取扱いについて、実際に対応する現場で説明ができるよう、ぜひ詰めて考えていただきたい。

【第3回】

- 要支援者の情報を医療・福祉分野と事前に共有していくことも想定しながら、条文案を検討していく必要がある。
- 現在の避難行動要支援者の範囲には外国人が入っていないため、加える必要がある。また、家庭に子どもが一人であるケースへの配慮も必要。
- 対象者の範囲を考えると、条例はもっと広く要配慮者全体への支援とすることはできないか。
- 今回、特に避難行動要支援者への支援とするならば、どのように支援していくのかを明示することが必要。
- 支援は地域全体として考えるべきことであり、現在の血縁や地縁が薄れている世の中において、支援者個人に負担感が集中しないようなかたちで進めていくべき。
- 今回の条例で地域がもっと支援に動きやすいように後ろ盾となるような表現が必要であれば、検討しておくべき。
- 平時からの地域づくり・まちづくりに組み込まれることによって、いざという時の支援につながることも重要であり、地域において顔の見える関係性を築いていくことや、共助・連携のあり方を条例全体として検討していくべき。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第4回】

- 市の情報収集や整理は地域とも共有や連携するなど、もう少し具体的に書いてあると良いと思う。地域についても、情報の把握に努めるとあるが、その後の取組を記載すべき。
- 自治会ハンドブックがあるので、できればそこに仕組み等について掲載いただきたい。また、第4項の地域団体等に関しては、どこまでの範囲か定義づけをしてもらいたい。
- 民生委員にサポートをつけるのは良いアイデア。このような例を逐条解説等で紹介し、広めてほしい。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 支援に際して法の後盾が重要であり、個人情報の取り扱い等に関して条例で整理が必要。（防災関係機関）
- 高齢者などの要配慮者の支援に向けて、平時からの情報共有と個人情報取り扱いの課題整理が必要。（防災関係機関）
- 災害時要援護者名簿に係る個人情報の取り扱いを明確化してほしい。（市民ワークショップ）
- 隠れた要支援者の情報を共有することが必要。（市民ワークショップ）
- 校区防災連絡会として避難行動要支援者の避難支援ができればと考えているが、個人情報保護の観点から、要支援者の情報を入手できない（ドンドン語ろう 東区・中央区）
- 災害時等に避難支援を行うのは、隣近所だと考えている。支援を必要とする方の情報は、市が確実に把握し、隣近所に共有して欲しい（ドンドン語ろう 東区）
- 障がいの種類によっては、普段は接していない民生委員等が避難支援しようとするするとパニックを起こし、逆に危険となるケースもある（ドンドン語ろう 東区）
- 避難行動要支援者は、本人の申し出で申請する形となっており、もう少しやり方を変えられないかと思っている（ドンドン語ろう 中央区）
- 社会福祉協議会と民生委員が協力して、できるところから民生委員と自治会長が個別の避難計画を作っていくこととしている（ドンドン語ろう 中央区）
- 昔は自治会長が要支援者リストを持っていたが、個人情報の管理が厳しくなり、今は要支援者がどこにいるかわかっていない。また、支援を拒否している人をどうするかも問題（ドンドン語ろう 南区）
- 民生委員の役割は大きいですが、1人で対応は厳しいので、民生委員にサポートを付けるようにした。今後はサポート体制が重要になる（ドンドン語ろう 南区）
- 2年前に要支援者について隣保組で調査し、地域で共有している（ドンドン語ろう 南区）
- 要支援者名簿を自分たちで作ったら現在市からもらっている名簿の20倍になった。公民館に備え付けて共有することに住民は賛成だった（ドンドン語ろう 北区）
- 災害時要援護者について、運用が難しいと感じる（ドンドン語ろう 西区）

3 第4回検討委員会時の条文案

(避難行動要支援者への支援)

- 第10条 市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）が円滑に行われるよう、仕組みを構築しなければならない。
- 2 市は、避難支援等を行うために必要な情報の収集及び整理を実施しなければならない。
- 3 市は、避難支援等の取組に関して避難行動要支援者、その親族等（以下「避難行動要支援者等」という。）の理解を深めるとともに、避難行動要支援者等及び地域の防災組織、医療・福祉関係者との連携が深まるよう努めるものとする。
- 4 避難支援等に関わる地域団体等は、避難支援等のため、平時からの地域活動等を通じて、当該地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努めるものとする。

4 条文修正案

- 2 市は、避難支援等を行うために必要な情報の収集及び整理を実施するとともに、避難支援等に関わる地域団体等及びその他関係機関と共有に努めなければならない。
- 3 市は、避難支援等の取組に関して避難行動要支援者、その親族等（以下「避難行動要支援者等」という。）の理解を深めるとともに、避難行動要支援者等、避難支援等に関わる地域団体等及び医療・福祉関係者との連携が深まるよう努めるものとする。
- 4 避難支援等に関わる地域団体等は、避難支援等のため、平時からの地域活動等を通じて、当該地域における避難行動要支援者に関する情報を把握し、必要な支援につなげるよう努めるものとする。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

第4回検討委員会での意見を踏まえ、

○第2項 情報の収集、整理に加えて、共有について規定。

○第4項 避難支援等に関わる地域団体等に関して情報の把握に加えて、必要な支援につなげることを規定。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第2回】

- 市側の発信についてのみ記載されているが、受け手も大事。双方向の視点で検討していただきたい。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 住民が躊躇なく安心して避難できる情報発信と避難所の整備をして欲しい（防災関係機関）
- 災害時に事業者が発する情報については、正確に受け止めて適切な行動をお願いしたい（防災関係機関）
- 安否不明者等の氏名公表の取り扱いを本条例に規定してはどうか（庁内）
- R2年の台風10号の際に、区より避難勧告等の資料をもらった。各町内が危機感を持ち、住民にも配り役に立ったので、このようなアナログ的な情報伝達も続けてほしい（ドンドン語ろう 南区）
- 防災無線や緊急告知ラジオが聞こえないので、避難指示等はどのように確認するのか。代替手段を検討してもらいたい（ドンドン語ろう 南区ほか）
- 令和2年台風10号の避難所開設の際、高潮で最寄りの避難所が開設できず、西部公民館などに避難者が集中した。対応の検討が必要である。（ドンドン語ろう 西区）

3 第3回検討委員会時の条文案

（正確な情報の発信等）

第11条 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において市民、事業者及び地域の防災組織が早めの避難その他適切な行動がとれるよう、防災に関する情報を正確かつ迅速に発信するとともに、当該情報を取得できる環境の整備に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する情報の発信に当たっては、災害発生時に錯綜する情報を適切に整理し、これを分析することにより、情報の正確性の確保に努めるものとする。

3 市民、事業者及び地域の防災組織は、災害発生時には正確な情報を収集し、これに基づき行動するよう努めるものとする。

4 条文修正案

特に修正等なし

＜修正に当たっての考え方や修正のポイント＞

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 多様な方々が安心して利用できる避難所になればよい。

【第2回】

- ベースとして、災害時弱者が安心して避難できることを前提としてもらえれば、より良くなると思う。
- 熊本地震では避難所に雑魚寝だったが、最近の災害の映像等を見ると、避難所運営が進化している。今後、避難所の作り方も考えていただきたい。
- 市内の外国人は6,600人を超えており、今後さらに増えていく。外国の方も含めた全ての市民の人権が守られるような表現にしてもらいたい。外国人は違う文化や背景を持っているため、そういったところにも配慮するように考慮してもらいたい。

【第3回】

- 今後も外国人が増えていくことが想定される中で、多様性という言葉はあるが、条例全体として、例えば外国人に対する防災教育や風化防止の取組といったことも表現できていけばよいと考える。
- 熊本地震の際には、発災後すぐに内閣府から避難所における男女共同参画に関する通知が来ていたと思うが、現在の条文案に「性別や国籍に関係なく」などの表現を加えるなど、もう少し検討が必要なのではないか。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 避難者の多様性や感染症対策を盛り込んでほしい（防災関係機関）
- 住民が躊躇なく安心して避難する情報発信と避難所の整備をして欲しい（防災関係機関）
- 多様性を理解することを教育するような内容が必要（防災関係機関）
- 誰ひとり取り残さないために傾聴の姿勢が重要（防災関係機関）
- さまざまな障がい者の助け合いを大切にする（市民ワークショップ）
- 校区防災連絡会にもっと女性を加えて欲しい（市民ワークショップ）
- 熊本地震時の反省点として、授乳室や更衣室を設定できなかったため、マニュアルを作成した（ドンドン語ろう 東区）

3 第3回検討委員会時の条文案

(多様性の尊重)

第12条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、被災者の年齢、国籍、性別及び障害の有無等の多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をしなければならない。

4 条文修正案

第12条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、被災者の年齢、国籍、性別及び障害等におけるの有無等の多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をしなければならない。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○庁内での意見で、「障がいの有無が多様性なのではなく、障がいの種別や程度などの特性が様々にあることや、障がいに限らず各々の属性の中でマイノリティと言われる人々も含め多様に存在することを多様性と言うのではないか。」を踏まえ、修正を行った。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 復興については、大規模災害を経験した熊本市だからこそ描けるところがあると思う。実際に被災者支援に取り組んできたこと等がくまもとのらしい部分であり、他都市の参考になるところ。この点を手厚く表現したい。

【第2回】

- 復旧、復興について、もう少し丁寧に書き込んだほうがよい。熊本市は、熊本地震の際の支え合いセンターの設置など良い取組だったため、そのような暮らしに寄り添うような表現を条文にいれたらよいと思う。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 新町・古町は公費解体で4割近い町屋がなくなった。まだ100件ほど町家が残っているので、今後ぜひ残して欲しい（ドンドン語ろう 中央区）

3 第3回検討委員会時の条文案

（復旧及び復興）

第13条 市は、災害による被害を受けたときは、熊本市地域防災計画に基づき、被害を受けた地域の速やかな復旧に努めるものとする。

2 市は、前項の復旧に当たっては、国、他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体と連携するものとする。

3 市は、必要に応じ、被災者の住宅、健康その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の支援に取り組むものとする。

4 市は、災害により本市の区域に甚大な被害が生じ、本市の市民生活、経済活動等の活力が低下している場合は、前3項に規定する復旧の取組に加え、市民、事業者及び地域の防災組織と協働し、本市の当該活力を取り戻すための各種施策（以下「復興施策」という。）の実施に努めるものとする。

5 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、復興施策の実施の過程において得た知見、能力等を平時のまちづくりの取組に生かすよう努めるものとする。

4 条文修正案

(復旧及び復興)

第13条 市は、災害による被害を受けたときは、~~熊本市地域防災計画に基づき~~被害を受けた地域の速やかな復旧に努めるものとする。

2 市は、前項の復旧に当たっては、国、他の地方公共団体、関係機関及びボランティア団体と連携するものとする。

3 市は、必要に応じ、被災者の住宅、健康その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の支援に取り組むものとする。

4 市は、災害により本市の区域に甚大な被害が生じ、本市の市民生活、経済活動等の活力が低下している場合は、前3項に規定する復旧の取組に加え、市民、事業者及び地域の防災組織と協働し、本市の当該活力を取り戻すための各種施策（以下「復興施策」という。）の実施に努めるものとする。

5 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、復興施策の実施の過程において得た知見、能力等を平時のまちづくりの取組に生かすよう努めるものとする。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

○第1項

マニュアルや復興計画等に基づき、適時適切に対応することになるため、「地域防災計画に基づき」は削除

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 市民・事業者も語り継ぎ、支援する立場であるということを念頭に置いて欲しい。
- 熊本地震を経験した自治体として、リーダーシップをとれる熊本市であるべき。
- 事業者のBCPについて、時間経過とともに、意識は薄れているように感じる。
- 災害対応は変化が多く、施策の展開が早い。防災を学ぶ機会という意味でも他都市支援の観点が必要。

【第3回】

- あまりにも漠然とした表現だと、市民の受け取りとして当事者意識を失い自分事として考えないのではないかと懸案がある。本市は熊本地震を受けたということもあるため、市民の役割や事業者の役割など、もう少し踏み込んだ表現として、例えば市民に対して備蓄品は〇日分を蓄えてくださいなど、ある程度のことを具体的に要求しても良いのではないか。
- 熊本市がつくる条例であるため、熊本地震の教訓を踏まえたということがわかるよう、条文の中に熊本地震という表現が入っていたほうが良いのではないか。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 知識や教訓を広めることが重要であるが、講師になる人手が足りない。ボランティアや共助の中でできないものか（防災関係機関）
- 熊本地震前から実動をイメージした訓練を実施しており、スムーズな初動ができるなど、過去の災害経験が生きた（防災関係機関）
- 熊本地震による経験を次につなげていく取組が熊本らしいと考える（防災関係機関）
- 地域で独自の記録誌を作成し、配布している（市民ワークショップ）

3 第3回検討委員会時の条文案

（災害の教訓等の活用）

第14条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、災害の教訓等を活用するとともに、これらを後世に伝承するよう努めるものとする。

2 市は、災害の教訓等に関する資料を保存するよう努めるものとする。

3 市は、災害の教訓等を広く発信し、他の地方公共団体の防災に貢献するよう努めるものとする。

4 条文修正案

特に修正等なし

＜修正に当たっての考え方や修正のポイント＞

○

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- たとえ熊本地震を忘れても、食料備蓄や避難所の確認などの備えを誰もがあたりまえに行う仕組みづくりができればよい
- 熊本地震の際、学生ボランティアの力が大きかったことから、若者の力を生かしていくためには、子どもの頃からの防災教育が重要
- 防災教育は、様々な章に横断的に関係するが、単純にちりばめると分かりづらくなるため、防災教育の理念を強調する形にしていきたい。

【第2回】

- 理念だけで書いてしまうと背景が見えにくくなる。具体的な書きぶりも必要。防災教育もさっぱりと書かれているが、誰と相互連携するかなど、詰めていく必要がある。
- 熊本地震を1年生で経験した子どもが現在6年生となっており、来年度には当時小学生だったという子どもが小学校にはいなくなる。今後、学校における語り継ぎも重要であり、16条にもう少し詳しく入れられたら良いと思う。

【第3回】

- 子どもへの防災教育については、子どもたち単独ではなく地域との連携も必要。また、先生たちへの協力や支援という視点も必要。
- 防災教育は単に災害発生メカニズムや発災時の身の守り方を学ぶだけではなく、発災後に地域・学校がどう関わっていたかや、復旧・復興、生活再建、メンタルケアまで含め長いスパンが必要だとわかるようにしてほしい。
- 防災教育と防災の日についてはリンクさせていくほうがよい。
- 親子や地域、企業などへの防災教育も重要であり、せっかく子どもが学校で学んできてもそれを補完できるような仕組みがないと、地域全体として防災力が向上しないのではないか。

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第4回】

- 子どもの防災教育に関しては、修正案にある「判断力」に加えて、「行動力」が重要であると考えてるので、条文での検討をいただきたい。
- 家庭での防災教育に関して、逐条解説などで紹介していただきたい。
- 第1項の「地域の防災組織」については、「地域団体等」のほうがよいと思う。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 小学校から中学校まで総合的な学習の時間等で学べるようにする（市民ワークショップ）
- 熊本地震の経験を後世に伝える教育が必要（防災関係機関）
- 災害時等に活躍できる人材の発掘に地域として取り組んでいる（ドンドン語ろう 東区）
- 防災マニュアルを作成し啓発に取り組んでいるが、地域で防災意識を持続させることが課題（ドンドン語ろう 東区）
- 地域にいる防災士の活用など、地域が防災教育に関わっていく必要がある（ドンドン語ろう 中央区）
- 中学生が避難所運営に自主的・積極的に手伝ってくれた。市内の多くの学校でそうだったようで、いざという時は助け合う風土が育っていると感じる（ドンドン語ろう 中央区）
- 防災士も活用し、児童生徒に自分たちで考えさせるような防災教育を実施すべき（ドンドン語ろう 中央区）
- まちづくりセンターの協力のもと、「我が家の防災シート」を作成し、全戸配布している。毎年作成して、意識づけをやっている（ドンドン語ろう 西区）

3 第4回検討委員会時の条文案

(防災教育)

第15条 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、相互に連携し、災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等あらゆる機会を通じた防災教育の推進に努めるものとする。

2 子どもへの防災教育に当たっては、児童生徒等の発達の段階に応じて、防災に関する知識、技能及び判断力等を習得できるよう配慮するものとする。

4 条文修正案

(防災教育)

第15条 市、市民、事業者及び地域団体等は、相互に連携し、災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等あらゆる機会を通じた防災教育の推進に努めるものとする。

2 子どもへの防災教育に当たっては、児童生徒等の発達の段階に応じて、防災に関する知識、技能及び、判断力及び行動力等を習得できるよう配慮するものとする。

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

第4回検討委員会のご意見を踏まえ、修正

- 第1項 地域の防災組織を地域団体等へ修正
- 第2項 子どもへの防災教育のうち、行動力を追記

1 これまでの検討委員会での主な意見

【第1回】

- 地震体験の風化の問題は、ダイレクトに市民の防災意識、早めの避難行動に影響を与えるため、風化させない仕組みが必要。
- 熊本地震を忘れても、学校教育、防災教育も含め、日常生活の中で食料備蓄や避難所の確認などの備えを誰もがあたりまえにやっていくような仕組みができればよい。

【第3回】

- 「熊本地震を知る日」のような、きっかけづくりのための設定がよいのではないか。例えば9月1日は国の防災の日であり、関東大震災が起こった日であるが、その日によって備える意識づけにはなっているものの、関東大震災のとき何が課題でどのような教訓を得たのかまではわからない。したがって、熊本地震を知る日とすることで、教訓の伝承にもつながると思う。
- 防災の日が設定されれば訓練等の周知も伝わりやすくなると思うし、家庭内において普段の備えについて話し合ってもらう等の活用も考えられる。

【第4回】

- 逐条解説等で、他の災害に関しても触れる必要があると考える。

2 市民・議会・庁内・防災関係機関等の意見

- 防災の日を設けてはどうか（議会）
- 地震の記憶が薄れているため、4月の第3土曜を「校区防災の日」とした（ドンドン語ろう 東区）
- 風化防止のためにも防災の日の制定や、それに合わせた防災訓練の実施等を行政に後押ししてもらいたい（ドンドン語ろう 東区）
- 記憶の風化が進んでいるため、県では追悼式典を行っているが、セレモニーのような市民の記憶に残るものがあるといい（ドンドン語ろう 北区）

3 第4回検討委員会時の条文案

（熊本地震の日）

第16条 市は、熊本地震の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深めることを目的として、毎年4月16日を熊本地震の日と定める。

4 条文修正案

特に修正等なし

<修正に当たっての考え方や修正のポイント>

